

令和2年 1月 8日
大洲河川国道事務所

肱川河川敷内の竹林について、伐採していただける方を公募します！ ～自ら伐採し、無償でお持ち帰りください～

大洲河川国道事務所では、竹林の伐採にかかる費用の削減を目的として、河川敷内に自生する竹林を伐採していただける方を募集します。応募後、伐採資格者となった方は、選んでいただいた区画から竹を無償で持ち帰り、有効活用していただけます。また、伐採、枝払い、積込運搬は伐採資格者に行っていただきますが、枝払い後の枝葉の処分は大洲河川国道事務所が行います。

肱川の河川敷内に自生する竹林は、荒廃や拡大が進み、流水阻害等の治水上の障害を引き起こすことが懸念されています。河川やその周辺の生物の多様性や河川景観の形成の観点からも、伐採を実施する必要があるため、竹林の伐採を公募にて実施いたします。

詳細は、応募要領のとおりです。多数のご応募をお待ちしております。

- 応募受付期間：令和2年1月8日（水）～令和2年1月24日（金）
- 伐採場所：大洲市五郎地先（肱川左岸 14k/600+80～15k/200+100 付近）【別紙1・3】
- 伐採量：伐採箇所（区画割図）【別紙2】に示す1区画内において間伐を行ってください。間伐とは1㎡あたり2～3本程度残すイメージです。【別紙4】
 - ※応募にあたっては、複数の区画を希望していただいても構いません。
 - 応募多数の場合は調整させていただく場合があります。
- 伐採作業期間：令和2年2月3日（月）～令和2年2月28日（金）
 - ※期日までに伐採できない場合には、別途ご相談ください。
- 応募方法：応募用紙【別紙6】に必要事項を記載の上、応募期間中に
[郵送・FAX・メール・持参] のいずれかにより提出してください。

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模地震災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に関連します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 Tel: 0893-24-5185(代)
副所長（河川） 阿部 勝義（内204）
◎河川管理課長 外山 定夫（内331）
◎：主な問い合わせ先

肱川河川敷内の竹林について、伐採していただける方を公募します！
～自ら伐採し、無償でお持ち帰りください～

大洲河川国道事務所 河川管理課

1. 目的

肱川の河川敷内に自生する竹林は、需要低迷などもあって流域住民の方々との関係が薄れ、竹林の荒廃や拡大が進み流水阻害等の治水上の障害を引き起こすことが懸念されています。また、河川やその周辺の生物の多様性や、河川景観の形成の観点からも、伐採を実施する必要があります。

そこで、大洲河川国道事務所では、竹林の伐採にかかる費用の削減を目的として、河川法第25条の規程に基づく許可により、河川敷内に自生する竹林を伐採していただける方を募集します。伐採、枝払い、積込運搬は伐採資格者に行っていただきますが、枝払い後の枝葉の処分は大洲河川国道事務所が行います。伐採していただいた竹は、持ち帰って有効活用していただけます。

2. 募集要領

(1) 応募受付期間

令和2年 1月 8日（水）～令和2年 1月24日（金）

(2) 伐採場所

大洲市五郎地先（肱川左岸14k/600+80～15k/200+100付近）【別紙1・3】

(3) 伐採量

伐採箇所（区画割図）【別紙2】に示す区画内において、間伐（1㎡あたり2～3本程度を残すイメージ【別紙4】）していただきます。

※応募にあたっては、複数の区画を希望していただいても構いません。
応募多数の場合は調整させていただく場合があります。

(4) 伐採作業期間

令和2年 2月 3日（月）～令和2年 2月28日（金）

※作業時間は、全日9時～17時とします。（土日、祝日可）
※期日までに伐採できない場合には、別途ご相談ください。

(5) 採取料（占用料）

河川法第32条に基づく流水占用料等の徴収等について、無料とします。

(6) 参加資格

参加資格者は、以下のいずれにも該当しない個人・団体・企業等であることとします。

- イ 過去3年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計法（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ その他大洲河川国道事務所長が参加不相当と判断する者

(7) 応募方法

応募用紙【別紙6】に必要事項を記載の上、[郵送・FAX・メール・持参]のいずれかにより提出してください。

3. 選定方法・選定後の手続き等

(1) 選定方法

応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、先着順で決定します。選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。辞退があった場合は、応募者を対象に再選定します。

(2) 選定結果の通知

応募期間終了後、選定を行い速やかに結果を応募者に通知します。

(3) 選定後に必要な許可手続き

- 所要の手続きが完了後、許可期間内に伐採を実施していただきます。
 - ・ 選定された者は、速やかに「許可申請書」【別紙7】を持参、もしくは郵送にて提出をお願いします。
 - ・ 「許可申請書」を提出された後、「許可書」を発行します。
 - ・ 伐採の実施前には「着手届」【別紙8】を、伐採実施後は速やかに「完了届」【別紙9】を肱川出張所（以下、「出張所」という）に提出してください。
- 応募者の方には簡単なアンケートをお願いしたく、「アンケート用紙」【別紙10】にご記入頂き、「完了届」と併せて提出してください。

(4) 伐採条件

次の条件を遵守して実施してください。

- 伐採、枝払い、搬出について要する費用、労力等は、すべて伐採資格者の自己負担とします。ただし、枝払い後の枝葉の処分は大洲河川国道事務所が行います。
- 採取に関し、出張所より河川管理上の指示があった場合は、これに従ってください。
- 作業に伴い発生した許可受け者の事故・ケガ等については、自己責任とさせていただきます。
- 作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一事故などが発生したときは許可受け者が賠償責任を負うものとします。
- 第三者に危害を及ぼした場合や、苦情を受けた場合は速やかに出張所に申し出てください。
- 伐採作業中に河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合は、速やかに出張所に届け出て、その指示に従ってください。
- 運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保ってください。自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従ってください。
- 出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じてください。河川管理者から指示があった場合には直ちに撤去してください。
- ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- 次に掲げる場合には、その旨を出張所に届け出てください。
 - ・ 住所又は氏名を変更するとき
 - ・ やむを得ない事由が発生し、伐採が出来なくなったとき

<伐採方法について>

- ・区画内において、間伐してください。
(1㎡あたり2～3本程度を残すイメージで行ってください。【別紙4】)
- ・地面から概ね2～3cm程度の位置から伐採してください。
- ・伐採した竹は原則、すべて持ち帰ってください。
持ち帰りが困難な場合にはご相談ください。

<伐採後、不要になった竹の処理について>

- ・伐採後の竹が不要となった場合は、関係法令に従って適切に処分を実施してください。

公募に関する全体の流れは【別紙11】を参照ください。

4. その他

- ・応募者はやむを得ない事由が生じた場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・伐採した竹については、なるべく当日に搬出するようお願いいたします。万一、盗難等の不利益が生じた場合も一切責任は負いませんので、ご了承ください。
- ・伐採許可を通知した後において、許可受け者に河川法等の法令に抵触する行為があった場合や、許可申請書の内容に虚偽が認められた場合には、伐採資格を取り消す場合がありますので、その際には大洲河川国道事務所及び肱川出張所の指示に従ってください。また、それまでに要した費用等は自己負担とさせていただきます。

5. お問い合わせ先

- ①申し込みから「伐採資格者」の決定までに関しては以下までお問い合わせください。

◎大洲河川国道事務所 河川管理課
〒795-8512 大洲市中村210
TEL) 0893-24-6517 FAX) 0893-24-5331
E-mail) skr-oozuka52@mlit.go.jp

◎大洲河川国道事務所 肱川出張所
〒795-0072 大洲市新谷甲980-1
TEL) 0893-25-4649 FAX) 0893-25-6360
E-mail) skr-oozuka80@mlit.go.jp

- ②「着手届」「完了届」の提出は、出張所に直接お問い合わせください。

～たくさんのご応募をお待ちしております～

伐採箇所（位置図）

【別紙1】

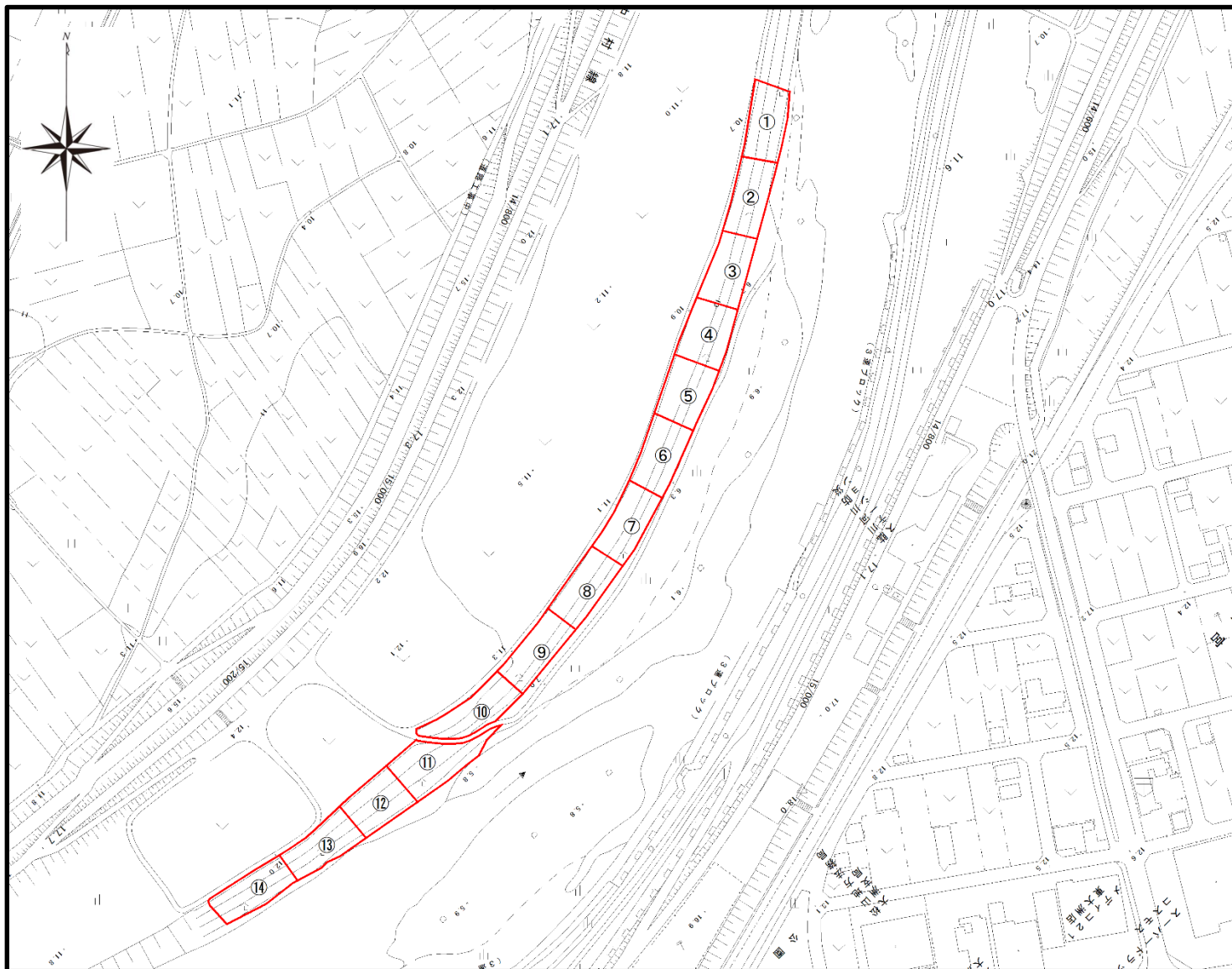
大洲市五郎地先（肱川左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近）



（出典：国土地理院 地理院地図）

伐採箇所（区画割図）

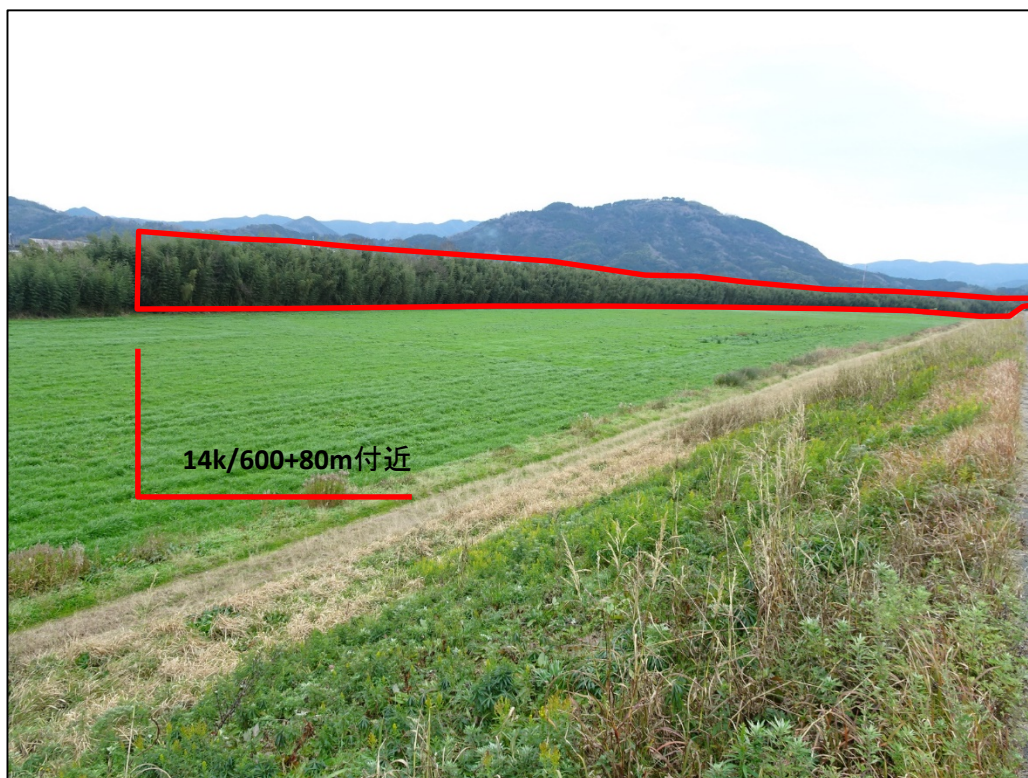
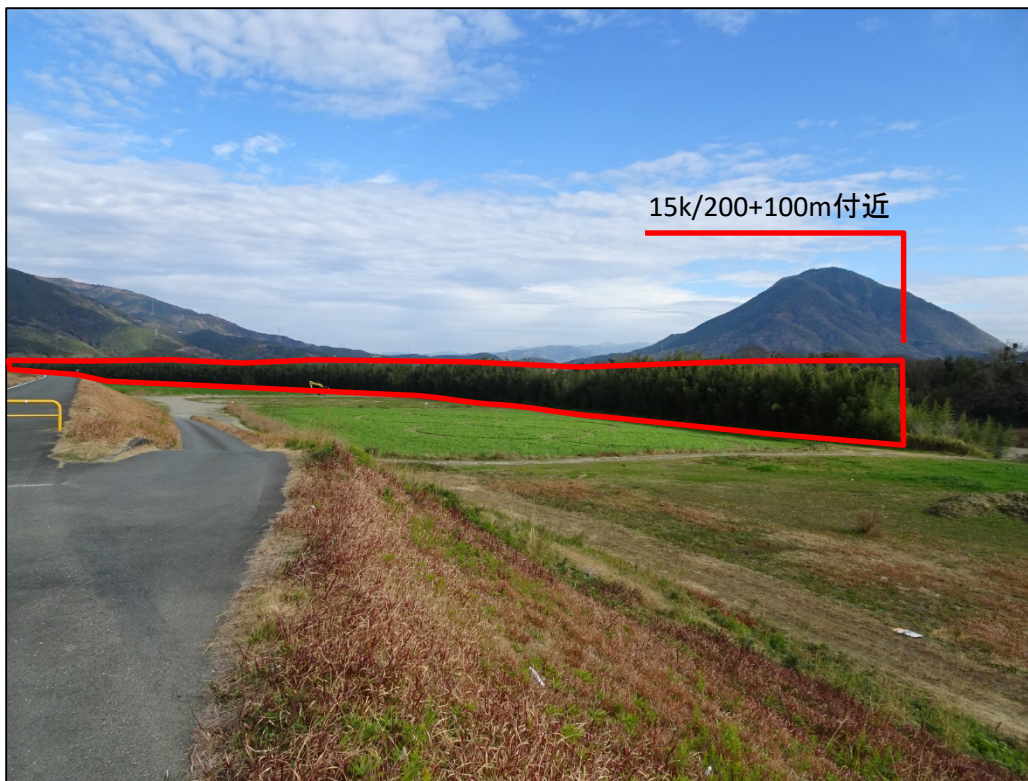
大洲市五郎地先(肱川左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近)



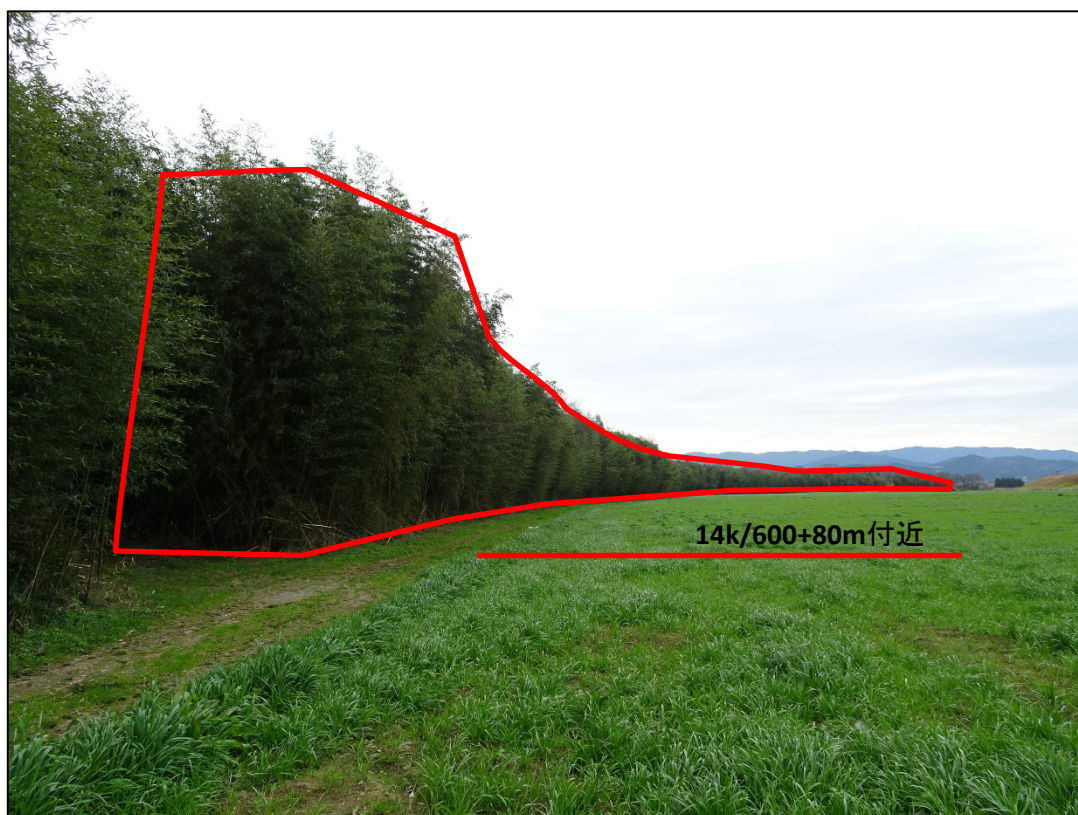
区画番号	参考面積
①	1,000m ²
②	1,000m ²
③	1,000m ²
④	1,000m ²
⑤	1,000m ²
⑥	1,000m ²
⑦	1,000m ²
⑧	1,000m ²
⑨	1,000m ²
⑩	1,100m ²
⑪	1,200m ²
⑫	1,000m ²
⑬	1,000m ²
⑭	1,000m ²

※区画位置・面積はあくまで参考値です

大洲市五郎地先（肱川左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近）



大洲市五郎地先(肱川左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近)



- ※ 1㎡あたり2～3本程度残すようなイメージで間伐してください。
- ※ 地面から概ね2～3cmの位置から伐採してください。



進入経路図

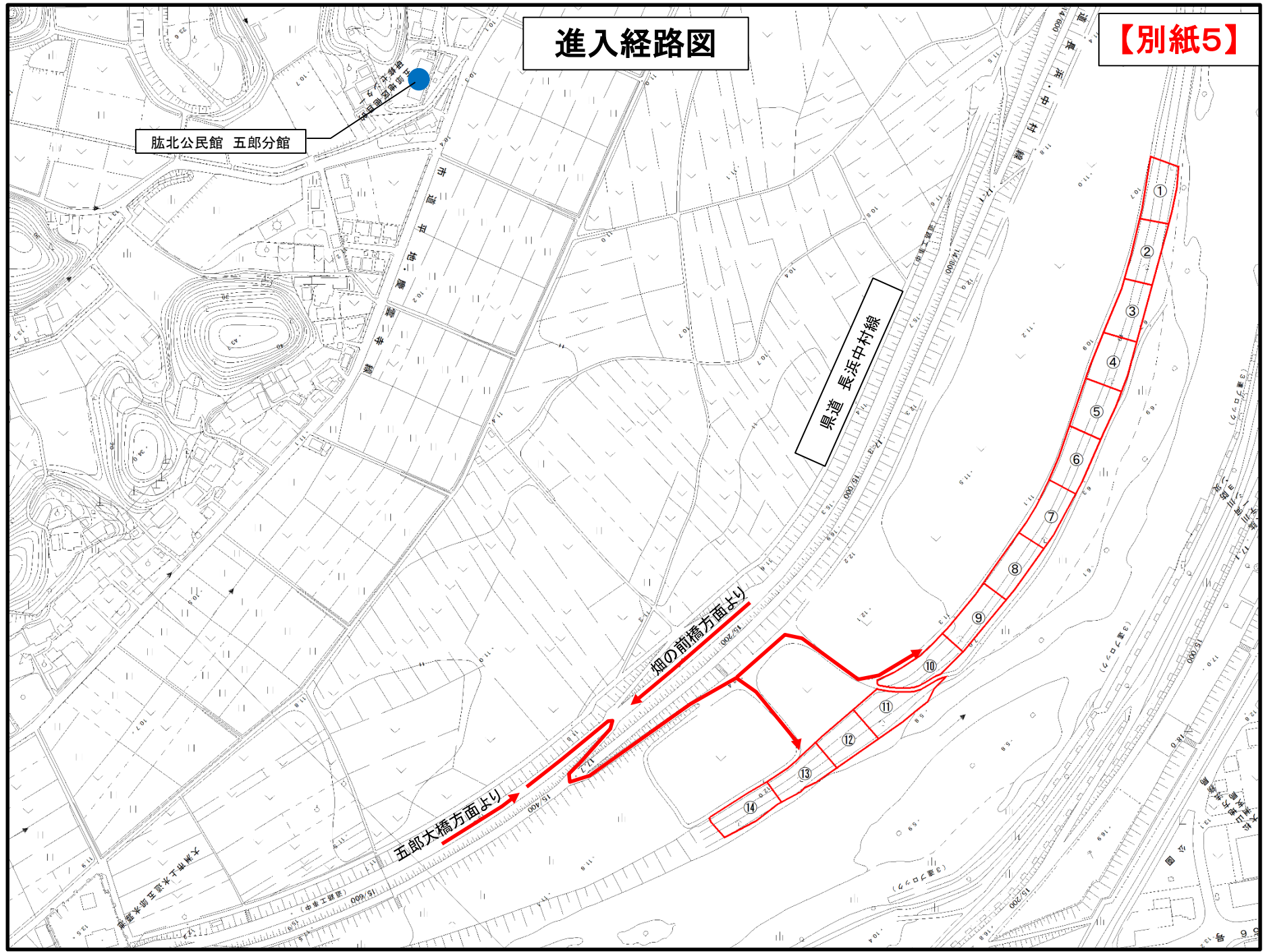
【別紙5】

肱北公民館 五郎分館

県道 長浜中村線

畑の前橋方面より

五郎大橋方面より



許 可 申 請 書

令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者
住所：〒氏名： _____ 印
(電話番号： _____)

下記のとおり、河川敷地内の竹林を伐採したいので河川法第25条の許可を申請します。

1. 河川の名称 肱川水系 肱川
2. 採取の目的 _____
3. 場所 愛媛県大洲市五郎地先
国土交通省 距離標 左岸 14k/600+80m~15k/200+100m付近
(区画番号： _____)
4. 採取に係る土地の面積 _____ m²
5. 河川の産出物の種類 竹 _____
6. 採取の方法
(実施予定人数) _____
(使用する資機材等) _____
(撤去方法) _____ により搬出。
7. 採取の期間 許可の日から令和 2年 2月 28日 _____

着 手 届

令和 年 月 日

四国地方整備局
大洲河川国道事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

印

令和 年 月 日付け、国四整州河占第 号許可による肱川の河道内竹林
伐採を下記のとおり着手しますので届けます。

記

1. 着手予定年月日 令和 年 月 日

2. 完了予定年月日 令和 年 月 日

3. 施行箇所

愛媛県大洲市五郎地先

国土交通省 距離標 左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近

4. 許可工期

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

完了届

令和 年 月 日

四国地方整備局
大洲河川国道事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先
印

令和 年 月 日付け、国四整州河占第 号許可による肱川の河道内竹林
伐採を下記のとおり完了しましたので、届けます。

記

- 完了年月日 令和 年 月 日
- 施行箇所
愛媛県大洲市五郎地先
国土交通省 距離標 左岸14k/600+80m～15k/200+100m付近
- 施行方法 申請書記載のとおり
- 許可工期
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

アンケート

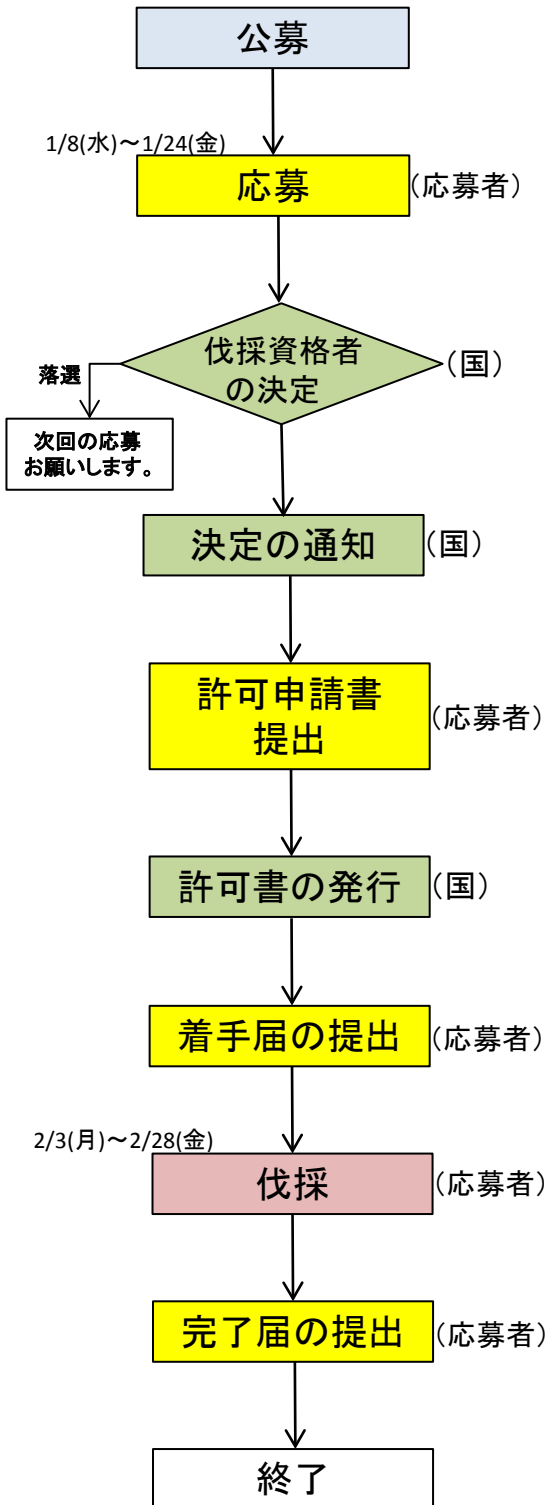
※今回の公募に限らず、仮に今後公募が実施される場合も想定し可能な範囲でお答えください。
該当する項目に○を記入、または（ ）内に具体的に記入してください。

記入者名： _____

Q1	公募について、どのように知りましたか？ ①インターネット ②口コミ ③その他（ ）
Q2	応募の動機は何ですか？ ①竹が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境をよくしたい ④その他（ ）
Q3	竹の利用目的は何ですか？ （ ）
Q4	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分・家族 ②専門業者に依頼 ③その他（ ）
Q5	伐採はどのような方法で実施しますか？ ①チェーンソー ②ノコギリ ③その他（ ）
Q6	運搬手段は何ですか？ ①軽トラック ②2tトラック ③4tトラック ④その他（ ）
Q7	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ①（ ）月頃～（ ）月頃 ②いつでも良い
Q8	今後も公募があった場合、応募しますか？ ①応募する ②条件次第 ③分からない ④応募しない
Q9	その他、ご意見・要望（伐採の希望箇所等）ありましたらご記入ください。

公募の手続きについて

【別紙11】



※個人、団体、企業等の方で、竹林の伐採・持ち帰りを希望される方

※応募用紙に必要事項を記載し、[郵送・FAX・メール・持参]のいずれかにより提出してください。(1/24(金)×切り)

※応募書類に基づいて審査を行い、選定します。応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、先着順で決定します。

※「伐採資格決定」の通知を受けた方は、河川法第25条に基づく申請書を肱川出張所へ提出(持参)してください。(持参が困難な場合は肱川出張所へご連絡ください)

※河川法第25条
河川区域内の土地において、土石等を採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けることとなっています。

※許可書を受けとった方は、現場作業前に肱川出張所へ着手届を提出してください。

※作業実施時間は9時～17時となっています。(土日祝日可)

※現場作業が終了した方は、速やかに肱川出張所へ完了届を提出してください。

※今後の参考として、アンケートにご協力ください。改善点等ご意見がございましたら遠慮なく申し出てください。完了届と併せて提出してください。

【留意事項】

- ①応募者はやむを得ない事由が生じた場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ②許可後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の処置を求める場合があり、また伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者にご負担いただきます。
- ③公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。